

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年9月14日

名古屋税関長 杉山 真

記

- 1 被許可者の住所及び名称
京都府京都市伏見区竹中町609番地
宝酒造株式会社
- 2 保税蔵置場の名称及び所在地
宝酒造株式会社楠工場 保税蔵置場
三重県四日市市楠町南五味塚字北堀1259番地1
- 3 更新した期間
自 令和8年10月1日
至 令和14年9月30日